

就学前教育・保育の確保方策について

平成26年6月26日

富里市

(1) 教育・保育を提供する体制の確保等の基本的考え方

《子ども・子育て支援新制度の3つの目的》

- | |
|-------------------------|
| 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供 |
| 2 保育の量的拡大・確保 |
| 3 地域の子ども・子育て支援の充実 |

【国基本指針より】

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

- 子ども・子育て支援は、子ども・子育て支援の意義を踏まえて実施する。
- 市町村は子ども・子育て支援新制度の実施主体
 - ・地域住民の子ども・子育て支援の利用状況＋利用希望を把握し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成する。
 - ・質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。
- 子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼。
 - 質の確保・向上を図ることが重要
 - 幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組を推進
 - 幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上，処遇改善をはじめとする労働環境への配慮
 - 施設・事業の運営の状況に関する評価の実施，運営の改善等
 - 障がいのある児童が円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするための配慮が必要
 - 市町村，都道府県及び国は，教育・保育施設（認定こども園，幼稚園，保育所）の自己評価，関係者評価，第三者評価等を通じた運営改善の取組の促進に必要な支援を実施

(2) 本市の「量の見込み」(暫定値)の地域別傾向

認定区分			施設・事業	24年度実績	量の見込み(全市)		
					31年度	児童数に対する割合	1号～3号割合
1号	3-5歳 学校教育のみ		幼稚園	535	450	40.4%	40.4%
2号	3-5歳 保育の必要性あり	幼児期の学校教育の利用希望が強い	認定こども園 (+長時間預かり保育を実施する幼稚園)	335	186	16.7%	54.5%
		上記以外	保育所 (+認定こども園)		421	37.8%	
3号	0-2歳 保育の必要性あり	1-2歳	保育所 (+認定こども園 +地域型保育)	176	318	46.3%	45.2%
		0歳		28	147	42.9%	

量の見込み(地区別・31年度) <<参考値>>					
富里北中学区		富里中学区		富里南中学区	
105	59.0%	271	41.4%	82	29.0%
35	19.7%	112	17.2%	37	13.0%
38	21.3%	271	41.4%	164	58.0%
41	37.5%	193	48.0%	84	48.4%
22	39.1%	84	41.7%	38	44.0%

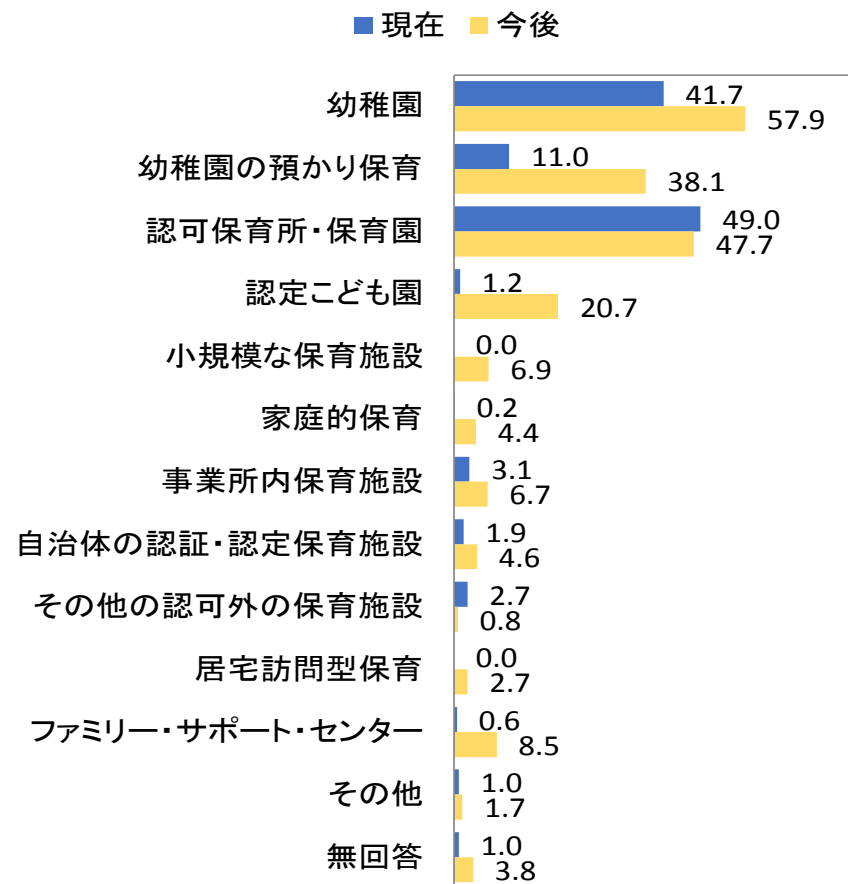
※「量の見込み(地区別・31年度)」は、子育て支援に関するニーズ調査(アンケート)の集計結果から算出した数値であるため<<参考値>>である。「量の見込み(全市)」の算出方法(ワークシートによる)と計算過程が異なっているため、3地区の合計は全市と合致しない。

【ニーズ調査による「量の見込み」(潜在需要)から見た傾向】

- ・平成31年度における3号認定見込み量は、平成24年度実績に対して大きく上回り、ニーズが高い。
- ・地区別では、富里北中学区において幼稚園・預かり保育ニーズが高く、富里南中学区では保育所ニーズが高い傾向がみられる。

(3) ニーズ調査結果から見る幼稚園・保育所等の利用状況及び希望

【就学前（0～5歳児）調査】 【n=1135】



【現在】利用している教育・保育事業（3～5歳児） (%)

	合計	幼稚園	幼稚園の 預かり保育	認可保育所 ・保育園	認定こども園
全体	297	57.9	16.5	38.7	1
富里北中学区	68	76.5	22.1	20.6	1.5
富里中学区	156	57.1	17.9	38.5	1.3
富里南中学区	73	42.5	8.2	56.2	-



【今後】利用したい教育・保育事業（3～5歳児） (%)

	合計	幼稚園	幼稚園の 預かり保育	認可保育所 ・保育園	認定こども園
全体	312	57.1	45.2	41.7	18.6
富里北中学区	67	67.2	50.7	25.4	16.4
富里中学区	173	57.2	43.9	41.6	15.6
富里南中学区	72	47.2	43.1	56.9	27.8

【幼稚園・保育所等の利用状況及び希望】

- ・ 富里南中学区では【現在】・【今後】ともに幼稚園より認可保育所・保育園の利用ニーズが高い。
- ・ 幼稚園の預かり保育，認定こども園は，全学区で現在の利用に対して今後の利用希望が大きく増加する。

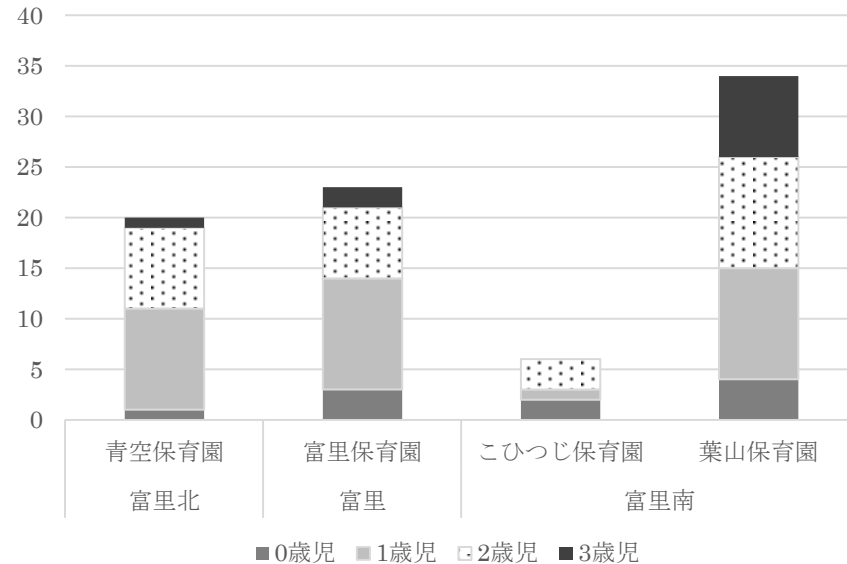
(4) 保育所待機児童の状況について

保育園別待機児童数(平成26年6月1日現在)

	富里北	富里	富里南		合計
	青空保育園	富里保育園	こひつじ保育園	葉山保育園	
0歳児	1	3	2	4	10
1歳児	10	11	1	11	33
2歳児	8	7	3	11	29
3歳児	1	2	0	8	11
4歳児	0	0	0	0	0
5歳児	0	0	0	0	0
合計	20	23	6	34	83

※待機となった児童が、第一希望とした保育所の内訳となります。
 ※待機児童の人数は申し込みのあったすべての方の人数であり、国への報告人数(国基準)とは異なります。

保育園別待機児童数



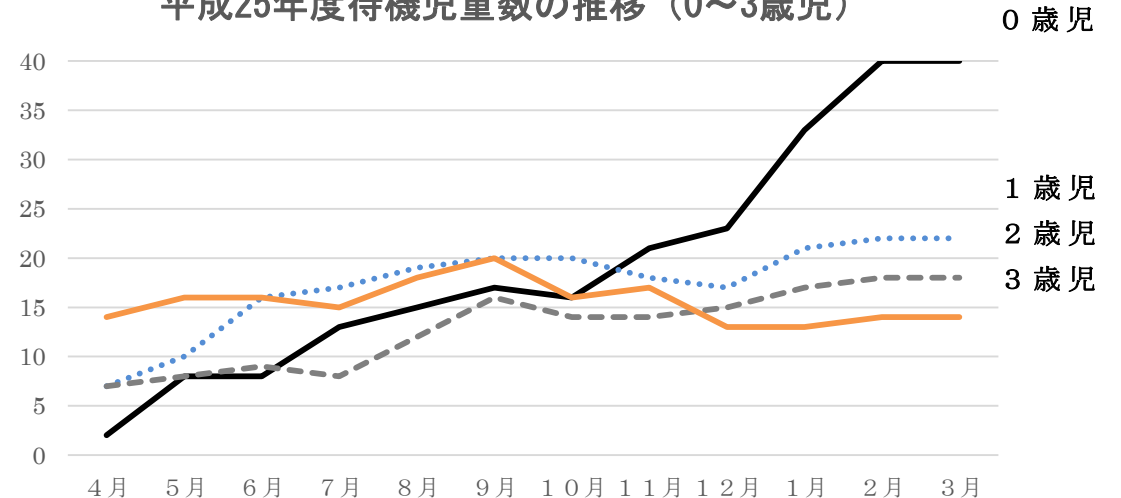
待機児童数月別推移

(人)

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	H24年度	0歳児	8	10	10	9	7	10	14	22	26	29	35
1歳児		12	16	16	21	20	18	20	16	20	20	20	20
2歳児		10	14	16	14	14	15	17	18	16	21	18	18
3歳児		13	16	17	18	18	15	14	13	14	15	14	14
4歳児		2	4	4	5	5	5	5	6	4	3	3	3
5歳児		0	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1
合計		45	61	64	69	66	65	72	77	82	90	91	91
H25年度	0歳児	2	8	8	13	15	17	16	21	23	33	40	40
	1歳児	7	10	16	17	19	20	20	18	17	21	22	22
	2歳児	7	8	9	8	12	16	14	14	15	17	18	18
	3歳児	14	16	16	15	18	20	16	17	13	13	14	14
	4歳児	2	3	2	2	2	3	4	5	4	3	3	3
	5歳児	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
	合計	32	45	51	55	67	77	71	75	72	87	97	97

※待機児童の人数は申し込みのあったすべての方の人数であり、国への報告人数(国基準)とは異なります。

平成25年度待機児童数の推移(0~3歳児)



【待機児童の状況】

- 平成26年6月1日時点の待機児童数は1歳児33人が最も多く、次いで2歳児29人、3歳児11人である。また、葉山保育園の待機児童数が最も多い。
- 平成25年度の月別推移を見ると、4月時点では32人だが、3月には97人となり1年間で3倍となった。特に0歳児が年間を通して大きく増加している。

(5) 調査結果及び待機の現状等を踏まえた確保方策の検討

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、地域の実情に応じて質の高い教育・保育（及び地域子ども・子育て支援事業）が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保する必要がある。



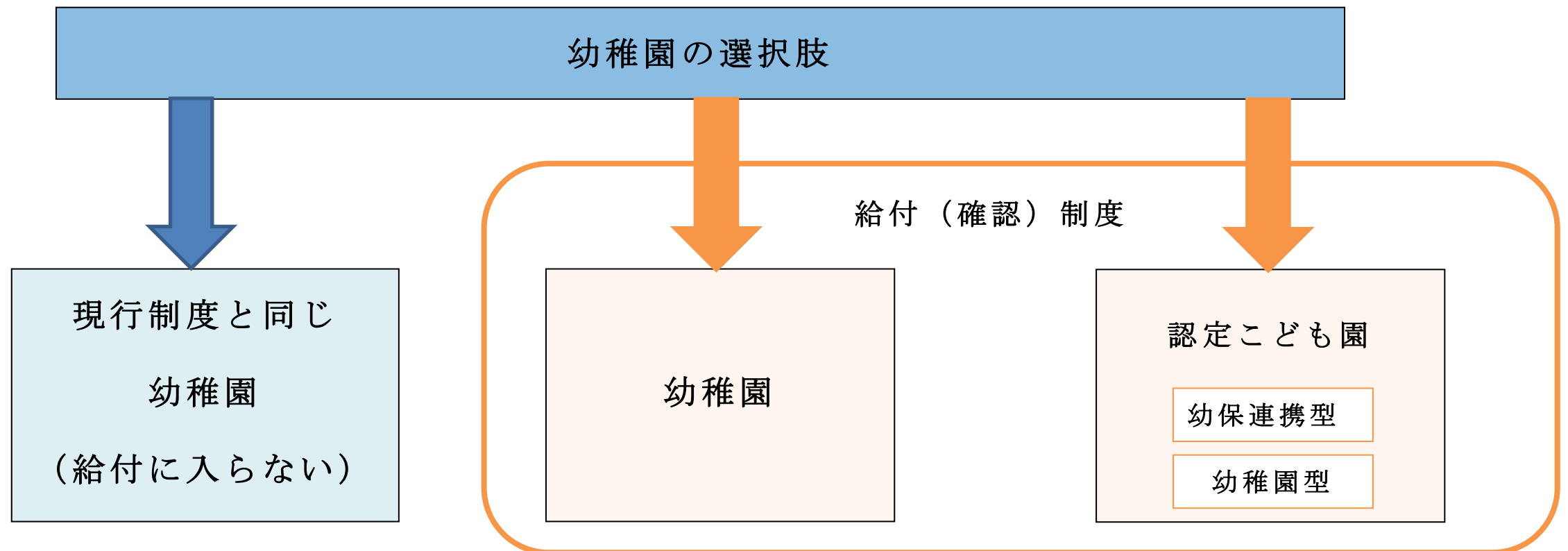
1. 深刻な課題となっている待機児童の現状を分析するとともに、特に待機児童の多い地域について早期にその需要に対する多様な視点で確保方策を検討し、実施していく必要がある。
2. 地域の実情やニーズを踏まえ、必要な施設や事業の整備を計画していく必要がある。
3. 今後の就学前児童数の減少傾向も踏まえ、既存施設の活用など効率的な確保の方策についても考慮する必要がある。

(6) 施設の意向調査について

◆施設型給付の公定価格仮単価が示されたことを踏まえ、私立幼稚園の新制度への移行の状況等を把握するため、新制度に移行するか、また、認定こども園となるか等の現時点での意向について調査を行っています。今後は、私立幼稚園の意向を踏まえ、本市における幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けた計画づくりを進めていきます。

【調査の目的及び内容等】

- ・国は私立幼稚園等の新制度への移行の意向を元に今後の予算案等を作成
- ・市町村は、私立幼稚園等の意向の状況を元に、子ども・子育て支援事業計画における確保方策の内容を検討し、計画に反映
- ・新制度に移行する時期は27年度に限られるものではないとされる（個人立の幼稚園は除く。）ことから、調査は翌年度以降も（少なくとも施行当初は毎年）実施される予定
- ・調査内容は、新制度移行の意志及びその時期（平成27年度～31年度における移行見込み時期）



(7) 本市の確保方策の考え方

教育・保育施設確保の視点

待機児童の
早期解消

地域の実情や
ニーズに対応した整備

既存施設の活用



全市的に0～3歳児
を重点的に

① 認定こども園の普及推進

教育・保育の一体的提供及び保育の受け皿確保のため
認定こども園の普及を促進する。

② 地域型保育事業の普及推進

事業所内保育施設等への支援

③ 認可外保育施設の認可移行支援

認可を目指す認可外保育施設への支援

④ 幼稚園長時間預かり保育の推進 3～5歳

幼稚園の長時間預かり保育実施を推進し、保護者の利用
施設の選択肢を増やす。

①認定こども園の普及推進

新制度における教育・保育の一体的提供，及び待機児童解消のため，認定こども園の普及を促進する。

《認定こども園の4類型》

種類	内 容
幼保連携型	「教育」と「保育」を一体的に提供する施設
幼稚園型	認可幼稚園が，保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設
保育所型	認可保育所が，幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない，地域の教育・保育施設が，認定こども園として必要な機能を果たす施設

(1) 市内幼稚園の認定こども園への移行を支援

既存施設の活用という観点により，市内の幼稚園が実施する長時間預かり保育に対する支援

(2) 認定こども園の普及を総合的に推進

認定こども園が教育・保育の一体的提供を目的とするという観点から，富里市における認定こども園の普及を総合的に推進

認定こども園の確保方策については，今後「教育利用意向の強い2号認定」や，各地域の教育・保育ニーズ，施設の意向調査の結果等を踏まえ，具体的にどのように進め計画に記載するか検討する必要がある。

②地域型保育事業の普及推進

1 地域型保育事業とは

⇒ 地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる，質が確保された保育を提供し，子どもの成長を支援する。

- ・大都市部の待機児童対策，児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
- ・多様な主体が，多様なスペースを活用して質の高い保育を提供
- ・保育所分園やグループ型小規模保育，へき地保育所，地方単独事業など様々な事業形態からの移行

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	・家庭的な雰囲気の下で，少人数を対象にきめ細かな保育を実施	・比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下，きめ細かな保育を実施	・企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	・住み慣れた居宅において，1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	・少人数（現行は家庭的保育者1人につき，子ども3人） ※保育補助者がいる場合は子ども5人まで	・6～19人まで	・様々（数人～数十人程度）	・1対1が基本
場所	・家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	・多様なスペース	・事業所その他様々なスペース	・利用する保護者・子どもの居宅

2 地域型保育事業者への支援

新制度では，待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ，認定こども園，保育所加え，小規模保育等の量的拡充も併せて，待機児童の解消を図っていくこととされている。

現在，市内において地域型保育事業への移行を検討している事業者がいることから，これらの事業者に対する支援を行い，待機児童の解消を図っていく。

③認可外保育施設の認可移行支援

1 市内認可外保育施設の認可施設への移行を支援

➤認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について，改修費，賃借料，移転費，資格取得費，運営費等を国が支援し，質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

2 保育緊急確保事業費補助金（H26年度 安心こども基金から移行）

○認可化以降総合支援事業

（1）認可化移行可能性調査支援

認可保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し，移行するための計画書作成に要する費用の一部を補助するもの。

（2）運営費支援

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条及び第33条に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす認可外保育施設に対し，運営に要する費用の一部を補助するもの。

（3）認可化移行助言指導支援

保育所等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するために要する費用の一部を補助するもの。

（4）移転費等支援

立地場所や敷地面積の制約上，現行の施設では施設設備面で保育所等の基準を満たすことができない認可外保育施設の移転に必要な費用の一部を補助するもの。

④幼稚園長時間預かり保育の推進

ニーズ調査で高い需要傾向が見られる「幼稚園の長時間預かり保育」を推進し、保育所待機児童の解消にもつなげていく。

幼稚園の長時間預かりとは

- 幼稚園が、通常の教育時間以外の時間帯の朝や夕方等に、主として在園児を対象に預かり保育を実施しているもの。
- 現在、市内の私立幼稚園全園が実施。（ただし時間や形態は施設により差がある）

《幼稚園の預かり保育を推進することで得られる効果》

（１）保育所利用希望者の選択肢

現在、本市の公立保育所の平均降園率は17時までで約81%、18時までが約96%。
保育所の利用希望者のうち、パート等の短時間勤務労働者や、会社の短時間勤務制度を利用している者は、幼稚園における長時間預かり及び長期休業中の預かりが確実に確保できれば、保育所だけではなく幼稚園についても選択が可能となる。

（２）教育利用意向希望への対応

保護者が就労していても、幼稚園に通わせたいという希望に対応することができる。

(8) 今後の確保方策の検討

これらの市の施策展開の方針等を踏まえ、地域ごとに引続き分析を行い、各教育・保育提供区域ごとの5ヶ年の施設・事業の必要利用定員数を今後設定していく。

※事業計画に記載する必要利用定員数については、5ヶ年の計画期間の間においても実施する予定の施設の意向調査の結果や、大規模開発等による急激な待機需要の変化等により、区域間の調整や計画全体の再検討を図り中間年度等に見直しを行う場合があります。



(9) 次世代育成支援行動計画の分析・評価について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）において、子ども・子育て支援事業計画を作成する際には、次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策について、分析、評価を行うこととされている。

そこで、富里市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、本市においては、平成22年3月に策定した「富里市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」（以下「後期行動計画」という。）について分析、評価を行うことが必要となる。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）より【抜粋】

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

市町村及び都道府県は、法の基本理念及び第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を作成すること。その際、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと。

■分析・評価の位置づけ

後期行動計画は、その推進にあたり、施策の状況を毎年度把握・点検し、進行管理を行っている。この毎年度の進行管理は計画期間である平成26年度まで実施するものであるが、今回の分析・評価は、これとは異なるものであり、新計画策定にあたり、平成22年度から平成25年度までの施策の進捗状況を踏まえ、課題を抽出するために行うものである。

■分析・評価の方法

後期行動計画では、基本理念のもとに基本的な枠組みを置き、それぞれに主要課題・事業を位置づけている。この主要課題と市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項・任意記載事項の関係を整理すると、表のとおりとなる。なお、関連施策とは、必須記載事項・任意記載事項に直接は該当しないが、密接に関連があると考えられる施策のことである。

＜富里市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）と市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項との関係＞

富里市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）		市町村子ども・子育て支援事業計画	
取組み分野		基本施策	
		必須 記載事項	任意 記載事項
分野 1	地域における子育て支援	1. 地域における子育て支援サービスの充実	○
		2. 保育サービスの充実	○
		3. 子育てネットワークづくり	○
		4. 児童の健全育成	○
分野 2	母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	1. 子どもや母親の健康の確保	○
		2. 「食育」の推進	
		3. 思春期保険対策の充実	
		4. 小児医療の充実	
分野 3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1. 次代の親の育成	
		2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備	○
		3. 家庭や地域の教育力の向上	
		4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
分野 4	子育てを支援する生活環境の整備	1. 良質な住環境・遊び場の確保	
		2. 安全な道路交通環境の整備	
		3. 安心・安全なまちづくりの推進	
分野 5	職業生活と家庭生活の両立支援	1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	○
		2. 仕事と子育ての両立のための基盤整備	○
分野 6	子どもの安全の確保	1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	
		2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
		3. 被害にあった子どもの保護の推進	○
分野 7	要保護児童への対応などのきめ細かな取り組みの推進	1. 児童虐待防止対策の充実	○
		2. きめ細かな支援が必要な取り組み	○

※○がついた主要課題は，必須記載事項・任意記載事項に該当する内容が含まれている課題であることから，取組概要・進捗状況・現状と課題を整理する。

■主要課題ごとの取組の進捗状況と新制度の施行に向けた課題

分野 1 地域における子育て支援

1. 地域における子育て支援サービスの充実

項 目	内 容
取組概要	地域における子育て支援サービスの充実を図るため、以下の事業を実施している。 子育て支援センター事業
進捗状況 (H25年度)	○子育て支援センター年間利用者数 延べ9,473人
現状と課題 (新制度展望)	○地域子育て支援拠点においては、子育て家庭に身近な立場から、個々の事情に応じた利用者支援の機能を果たすことが期待される。 ○地域子育て支援拠点を実施する関係機関が連携を図り、地域のニーズに合った子育て支援サービスを拡充させていく必要がある。

2. 保育サービスの充実

項 目	内 容
取組概要	保育に関する様々なニーズに対応するため、以下の支援を実施している。 保育所整備の推進、一時保育事業、低年齢児保育の充実、延長保育事業 障がい児保育の充実、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業
進捗状況 (H25年度)	○一時保育年間利用者数 延べ2,144人 ○低年齢児入所児童数 0～2歳 220人（認可定員数 185人） ○放課後児童クラブの新設 2施設
現状と課題 (新制度展望)	○待機児童の解消に向け、保育園の整備を進めているが需要の増加が著しいことから、その対策が最重要課題である。 ○多様な保育サービスは、新制度においても重要な施策であり、その推進を図っていく必要がある。 ○就労形態や家族構成の変化に対応した各種サービスの充実が必要である。 ○放課後児童クラブ利用のニーズが高まっている中、放課後児童クラブの整備は重要な施策であり、その推進が求められている。 ○新制度においても、個別の需要の把握に努め、着実な取組が求められる。

3. 子育てネットワークづくり

項目	内容
取組概要	子育てネットワークづくりのため、以下の支援を実施している。 子育て支援センター、ボランティアセンター、母親学級、子育て交流会、ブックスタート事業 ファミリー・サポート・センター事業
進捗状況 (H25年度)	○子育て支援センター育児相談 138人 ○母親学級（年4コース 1コース4回） 実参加人数51人 延べ176人 ○子育て交流会 15回 参加者420人 ○ブックスタート 利用者数1,092人 ○ファミリー・サポート・センター 会員数139人 活動件数292件
現状と課題 (新制度展望)	○就労形態や家族構成の変化に対応した各種サービスの充実が必要である。 ○子育てにかかる様々な不安を解消し、安心して子育てができるよう各種相談の充実を図る必要がある。 ○地域子育て支援拠点においては、子育て家庭に身近な立場から、個々の事情に応じた利用者支援の機能を果たすことが期待される。 ○地域子育て支援拠点を実施する関係機関が連携を図り、地域のニーズに合った子育て支援サービスを拡充させていく必要がある。

4. 児童の健全育成

項目	内容
取組概要	児童の健全育成を図るため、以下の事業を実施している。 民間児童館事業への支援
進捗状況 (H25年度)	○児童館利用認数 月平均67人
現状と課題 (新制度展望)	○個々の事情に応じた利用者支援の機能を果たすことが期待される。 ○地域のニーズに合った子育て支援サービスを充実させていく必要がある。

分野2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

5. 子どもや母親の健康の確保

項 目	内 容
取組概要	<p>子どもや母親の健康の確保を図るため、以下の事業を実施している。 育児相談，母親学級，妊婦一般健康診査，乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 養育支援訪問事業</p>
進捗状況 (H25年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○育児相談利用者 延べ230人 ○ベビーマッサージ 延べ264人 ○かみかみ歯っぴー教室 128組 ○もぐもぐごっくん離乳食教室 75組 ○妊婦一般健康診査数 405件 ○4ヶ月乳児健診 受信者351人 受診率 94.6% ○1歳6ヶ月健診 受信者384人 受診率 97.7% ○3歳児検診 受信者371人 受診率 90.7% ○乳児家庭全戸訪問事業 訪問数 352件 ○養育支援訪問事業 訪問数 996件
現状と課題 (新制度展望)	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査の受診率は、年々向上している。 ○むし歯や受動喫煙について社会全体の関心が高まっており、子どもや母親への影響も改善されている。 ○各種母子保健事業を推進し、健康の増進を図ることが求められる。 ○妊婦健診は新制度でその推進が求められており、適切な受診時期や健診内容の周知をするなどの更なる充実を図っていく必要がある。また、乳児家庭全戸訪問事業並びに養育支援訪問事業についても新制度の対象事業であり、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握により、適切な養育の実施を確保することが求められている。

分野3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

6. 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備

項目	内容
取組概要	子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備を図るため、以下の事業を実施している。 幼児教育研究会，公立幼稚園預かり保育事業，教育相談，幼稚園就園奨励費補助金 教育費の助成（要保護・準要保護）
進捗状況 (H25年度)	○公立幼稚園預かり保育 延べ3,253人 ○教育相談 教育相談員2名配置 毎週日曜日・水曜日に実施 ○幼稚園就園奨励費補助金 371人
現状と課題 (新制度展望)	○子どもの教育に対する保護者のニーズが高まっており，教育環境の整備・充実が求められている。 ○幼稚園や保育所と小学校との連携を深め，より充実させていく必要がある。 ○新制度においては任意記載事項として，児童虐待防止の取り組みの推進が求められている。 ○児童虐待の未然防止及び早期発見のためには，関係機関との連携・強化をよりいっそう図っていく必要がある。 ○限られた財源を活用して，引き続き子育て家庭への経済的支援を行っていく必要がある。

分野5 職業生活と家庭生活の両立支援

7. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

項目	内容
取組概要	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るため，以下の事業を実施している。 男女共同参画意識の高揚，育児休業制度の普及，職業環境の改善，再就職への支援
進捗状況 (H25年度)	○男女共同参画講演会 参加者 78人 ○啓発パンフレット等の配布
現状と課題 (新制度展望)	○男女ともに仕事や家事，子育て等を充実して行えるよう，意識レベルの啓発が今後も必要である。 ○男性も女性も子育てに参画する社会を構築していく必要がある。 ○ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発及び講座の開催と情報提供を行っていく必要がある。 ○企業や関係部署への働きかけの実績が数値化されない困難さがある。 ○育児休業等の啓発のための情報提供や講座を開催する必要がある。

8. 仕事と子育ての両立のための基盤整備

項 目	内 容
取組概要	仕事と子育ての両立のための基盤整備を図るため、以下の事業を実施している。 プレママ教室，授業参観
進捗状況 (H25年度)	○プレママ教室 3回 参加者39人 ○土曜日に授業参観や地域公開事業を実施し，父親の子育て参加意識を高めるよう工夫
現状と課題 (新制度展望)	○男女ともに仕事や家事，子育て等を充実して行えるよう，意識レベルの啓発が今後も必要である。 ○男性も女性も子育てに参画する社会を構築していく必要がある。

分野6 子どもの安全の確保

9. 被害にあった子どもの保護の推進

項 目	内 容
取組概要	被害にあった子どもの保護の推進を図るため，以下の支援を実施している。 児童虐待の防止対応，要保護児童対策地域協議会による連携，児童虐待の再発・連鎖の防止
進捗状況 (H25年度)	○犯罪やいじめ，児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的なダメージを軽減し，立ち直りを支援するため，学校や関係専門機関と連携を図りながら，子どもに対するカウンセリングや保護者への助言を行った。 ○生徒指導会議等，学校訪問による情報収集や学校からのいじめや問題傾向のある児童生徒の相談を受け，スクールカウンセラー等，臨床心理士の立場からきめ細かいカウンセリングを実施し，保護者や学校に対して助言を行った。また，児童虐待については，学校，関係各課，児童相談所との連携・協力を強化し，定期的にケース会議を実施しながら迅速な対応に努めた。
現状と課題 (新制度展望)	○新制度においては任意記載事項として，児童虐待防止の取り組みの推進が求められている。 ○児童虐待の未然防止及び早期発見のためには，関係機関との連携・強化をよりいっそう図っていく必要がある。

分野7 要保護児童への対応などのきめ細かな取り組みの推進

10. 児童虐待防止対策の充実

項 目	内 容
取組概要	<p>児童虐待防止対策の充実を図るため、以下の支援を実施している。 要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携、児童虐待の再発・連鎖の防止</p>
進捗状況 (H25年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○富里市要保護児童対策地域協議会実務者会議 年6回 個別支援会議 年11回 ○市・児童相談所・教育委員会でケース会議を毎月開催し、要保護児童の把握と情報交換を行い、関係機関が連携して児童虐待の早期発見に努め、適切な対応を図った。 ○リーフレットの配布 1,458枚 ○児童相談所への支援要請 援助依頼回数 8回 ○児童相談所等への保護 4件
現状と課題 (新制度展望)	<ul style="list-style-type: none"> ○新制度においては任意記載事項として、児童虐待防止の取り組みの推進が求められている。 ○児童虐待の未然防止及び早期発見のためには、関係機関との連携・強化をよりいっそう図っていく必要がある。

1 1. きめ細かな支援が必要な取り組み

項 目	内 容
取組概要	<p>きめ細かな支援が必要な取り組みについて、以下の支援を実施している。</p> <p>家庭児童相談室及び民生委員児童委員等の関係機関による相談・指導 母子自立支援員を配置，児童手当，母子家庭自立支援訓練給付金事業，児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費助成，乳幼児医療費助成，子育て応援ブックの配布 簡易マザーズホーム，重度心身障害児医療費助成，生活ガイドブックの配布 国際交流支援</p>
進捗状況 (H25年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県等の制度に基づき，事業として継続的に実施している。 ○母子自立支援員 4名配置 ○ひとり親世帯に対して，各種資金貸付制度の周知を図り，経済的自立や安定した生活及び児童等の福祉向上を図った。 ○関係機関合同による，幼稚園3園・保育所4園の定期巡回指導 ○重度心身障害児医療費助成 648人
現状と課題 (新制度展望)	<ul style="list-style-type: none"> ○限られた財源を活用して，引き続き子育て家庭への経済的支援を行っていく必要がある。 ○子育てにかかる様々な不安を解消し，安心して子育てができるよう各種相談の充実を図る必要がある。 ○ひとり親家庭は，社会全体では増加しているため，今後も母子・父子家庭への一層の支援が必要である。 ○ひとり親家庭への就労支援の充実等により，自立を促進していく必要がある。 ○新制度の内容を含めた子育て支援制度やサービスの情報をわかりやすくまとめた形での子育て情報誌の発行，関連施設や相談窓口等の情報提供を更に充実する必要がある。 ○こども子育てコンシェルジュをはじめ，子育てに関する相談窓口が，新制度における多様な制度に関し，適切な情報を提供できる体制を整える必要がある。 ○各関係機関との連携を強化し，幼稚園や保育所，放課後児童クラブにおいて，障がい児の受け入れを進めていく必要がある。 ○新制度で「利用者支援事業」が「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられることから相談体制の充実を図る必要がある。

